入札説明書

大阪府電子調達システム開発委託(第二期)

平成15年4月15日 **大阪府**

〔目 次〕

入札の全般に関する事項2
技術提案書及び入札書等作成要領 28
入札手続要領 32
落札者決定基準 37
業務委託契約書(案)44
一般競争入札(総合評価方式)心得53
大阪府電子調達システム開発委託(第二期)に係る仕様書

入札の全般に関する事項

1 総合評価一般競争入札に付する事項

地方自治法施行令(以下「施行令」とする。)第 167条の 10の 2 第1項に規定する総合評価一般競争入札により行う。

(1)委託業務名 大阪府電子調達システム開発委託 (第二期)(以下、「本業務委託」と

いう。)

(2)履行期間 契約締結日より平成19年3月31日まで (3)履行場所 大阪府庁舎内及び大阪府が指定する場所

(4)予定価格 1,021,563,000円

(入札書比較予定価格: 972,917,143円(消費税相当額を除く))

2 入札参加者の資格に関する事項

(1)入札に参加する企業形態は、次に掲げるものとする。

単体企業

共同企業体(以下「JV」という。)

- (2)入札の参加には、次の要件をすべて満たすこと。
 - ア 次の(ア)から(キ)までのいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 成年被後見人
 - (イ) 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定 によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律 第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者
 - (ウ) 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - (工) 民法第16条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - (オ) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を 得ていないもの
 - (力) 破産者で復権を得ない者
 - (キ) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - イ 入札告示の日から入札の日までの間において、次の(ア)から(エ)のいずれにも該当 しない者であること。
 - (ア) 大阪府から建設工事等に関し損害賠償の請求を受けている者(入札参加資格審査の申請書類の提出期限までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。)
 - (イ) 大阪府建設工事等指名停止要綱等に基づく指名停止の措置又は大阪府建設工事 暴力団対策措置要綱等に基づく指名除外の措置を受けている者

- (ウ) 大阪府請負契約業務競争入札参加資格指名停止要綱に基づく指名停止の措置を 受けている者
- (工) 大阪府物品関係指名競争入札停止要綱に基づく指名停止の措置を受けている者
- ウ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)附則第 2 条による 廃止前の和議法(大正 11 年法律第 72 号)第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立 てをしていない者であること。
- エ 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手 続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、 同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしな かった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- オ 会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項又は第2項の規定による更生 手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、 同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更正計画認可の決定が あった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされな かった者とみなす。
- カ 商法(明治32年法律第48号)第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命 ぜられていない者であること。
- キ 情報処理技術者試験の区分等を定める省令(平成9年通商産業省令第47号)の表の 上欄に掲げるシステムアナリスト試験、プロジェクトマネージャ試験、アプリケーションエンジニア試験、テクニカルエンジニア試験及びシステム監査技術者試験に合格 した者(以下「高度 IT 技術者」という。)を雇用し、かつ当該者を専任で配置することができる者であること。
- ク 過去 2 年間に電子入札・電子申請システムの開発業務及びその他のシステムの開発 業務の委託契約を元請けとして締結した実績並びにソフトウェアの開発プロセスに係 る改善活動の実績(共同企業体の構成員としての実績を含む。)を有すること。
- ケ 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) JVにあっては、構成員のすべてが(2)のアからケまでの要件のすべて満たし、及び次のアからエまでのいずれにも該当すること。

なお、JVの構成員は、他のJVの構成員として、又は単独により本入札に参加することができない。

- ア JVの構成員数は、2者であること。
- イ 代表者の出資比率は、50パーセント以上であること。
- ウ 代表者以外の出資比率は、30パーセント以上であること。
- エ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式によるものであること。

3 入札説明書の交付

入札説明書は、CD-ROM により次のとおり交付する。

(1) 交付期間

平成 15年4月15日(火)~4月24日(木)(土、日曜日を除く。) 午前10時~午前11時30分 及び 午後1時30分~午後5時

(2) 交付場所

大阪府建築都市部建築都市総務課 入札・契約グループ(府庁別館1階) (〒540-8570 大阪市中央区大手前三丁目2番12号) (TEL 06(6941)0351 内線4300,4301)

(3) 府ホームページへの掲載

入札説明書の抜粋版を、次のホームページに掲載する。

http://www.pref.osaka.jp/kenso/e-nyusatsu.html

4 入札参加資格審査手続

入札参加希望者は、資格審査申請書及び添付資料(以下「申請書類」という。)を提出し、本府の確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書類を提出しない者又は入札参加資格を有しないと認められた者は、当該委託業務の入札に参加することができない。

(1) 交付期間

3(1)に同じ。

(2) 交付場所

3(2)に同じ。

(3) 提出期間

平成15年4月17日(木)~4月28日(月)(土、日曜日を除く。) 午前10時~午前11時30分 及び 午後1時30分~午後5時

(4) 提出場所

3(2)に同じ。

(5) 申請書類

一般競争入札参加資格審查申請書(様式第1号)

商業登記簿謄本

未納がないことを証する大阪府の納税証明書(3ヶ月以内に府税事務所発行のもの) 国税通則法施行規則別紙第8号書式その3又はその3の2又はその3の3による、消費 税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書

会社経歴書(様式第2号)

商法第281条第1項第3号に規定する営業報告書

会社概要パンフレット等

代理人を選出する場合にあっては、委任状(様式第3号)

第一種定型郵便物の大きさの封筒(郵送希望の場合は、返信用切手を貼付の上あて先を記入のこと)

情報処理技術者試験等の区分等を定める省令(平成9年通商産業省令第47号)の表の上欄に掲げるシステムアナリスト試験、プロジェクトマネージャ試験、アプリケーションエンジニア試験、テクニカルエンジニア試験及びシステム監査技術者試験に合格した者を確認できる書類(写し等)

JVの場合は、その結成を証する協定書

(6) その他

申請書類について

作成費用は入札参加希望者の負担とする。

申請書類は返却しない。

申請書類の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受付けない。

会社経歴書(様式第2号)は、会社実績表(様式第6号)に基づき、記入すること。 JVの場合、(5)申請書類の ~ 及び については、構成員全ての分を提出すること。 (5)申請書類の の協定書の様式は、特に定めないが、「建設工事共同企業体の事務取扱い について(昭和53年11月1日建設省計振発第69号)」に添付されている協定書等を参考 にして、次の項目を満たし構成員分と府提出分を合算した部数を作成すること。

- ・目的
- ・名称
- ・事務所の所在地
- ・成立の時期及び解散の時期
- ・構成員の住所及び名称
- ・代表者の名称
- ・代表者の権限
- ・構成員の出資比率
- ・構成員の責任
- ・取引金融機関
- ・業務途中における構成員の脱退及び破産又は解散に対する措置
- ・解散後の責任

5 入札参加資格審査結果の通知

- (1) 申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を 、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を書面により 通知する。
- (2) 入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、受理した日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政機関の休日を含まない。)以内に、書面を持参して説明を求めることができる。
- (3) 入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、受理した日から 10 日以内に大阪府政府 調達苦情検討委員会に、書面により苦情を申し立てることができる。
- (4) 入札参加資格審査結果の通知は、平成15年5月2日(金)以降に行う。

6 入札説明会について

- (1) 入札説明会は行わない。
- (2) 入札説明書等に対する質問及び回答は電子メールで行う。

7 入札説明書等に対する質問

- (1) 入札説明書等に対する質問がある場合は、質問書(様式第5号)により、電子メールにて提出すること。
- (2) 電子メールアドレスは、kenchikutoshi-g03@sbox.pref.osaka.jp とする。
- (3) 質問の受付は、平成15年4月25日(金)午後3時までとする。

(4) 回答は、平成15年4月30日(水)に電子メールにて行う。

8 入札執行手続き等

本業務委託は、総合評価一般競争入札によるため、この入札説明書に基づき本業務委託に関する技術提案書及び入札書を提出すること。

なお、技術提案書及び入札書の詳細な提出方法は、「入札書等提出要領」による。

(1) 技術提案書等の提出日時

平成15年5月27日(火)午前10時

(郵便による技術提案書等の受付期限は、平成15年5月26日(月)午後3時必着とする。)

(2) 技術提案書等の提出場所等

大阪府職員会館 会議室1(府庁新別館北館5階)

大阪市中央区大手前三丁目1番43号

(郵便による入札書等の提出場所は、 〒540-8570 大阪市中央区大手前三丁目 2 番 1 2 号 大阪府建築都市部建築都市総務課 入札・契約グループとし、書留郵便により行うこと。)

(3) 入札書等の提出日時

平成15年6月4日(水)午前10時

(郵便による入札書等の受付期限は、平成15年6月3日(火)午後3時必着とする。)

(4) 入札書等の提出場所等

大阪府建築都市部入札室

大阪市中央区大手前三丁目1番88号

(郵便による入札書等の提出場所等は、(2)に同じ。)

(5) 開札の日時

平成15年6月6日(金)午前10時

(ただし、技術審査等の都合により変更する場合がある)

(6) 開札の場所

大阪府職員会館 会議室1(府庁新別館北館5階)

大阪市中央区大手前三丁目1番43号

(ただし、技術審査等の都合により変更する場合がある)

(7) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 入札方法

持参、又は郵送すること。

(9) 入札保証金

大阪府財務規則第 56 条の規定により徴収する。但し、同規則第 61 条の規定により免除することがある。

(10) 契約保証金

大阪府財務規則第 67 条の規定により徴収する。但し、同規則第 68 条の規定により免除することがある。

(11) 入札の無効

期限までに入札参加資格審査申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、本府により入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点において入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

(12) 落札者の決定方法

落札者の決定にあたっては、落札者決定基準に基づき提案内容を公平かつ客観的に評価し、 本業務にとって最適な事業者を選定するため、技術提案書の内容の評価に入札価格を加算す る総合評価方式を採用し、総得点の最も高い提案者を落札者とする。

なお、提案書を公正に審査するための技術審査委員会を設置するが、委員名は、入札結果の 公表までの期間は公開しない。

(13) 落札者が契約を締結しない場合等の措置

落札者が契約等を締結しないときには、落札者決定基準により次点と評価された入札者と 契約の交渉を行うこととする。

(14) 入札者が一者の場合の取り扱い

入札者が一者である場合にも、二者以上の場合と同様に、本入札説明書に従って入札されている場合には、落札者決定基準により技術提案書及び入札額から点数を算出し、落札者を決定するものとする。

(15) プレゼンテーションの実施

入札後、入札参加者による提案書の概要についてのプレゼンテーションの実施を予定している。プレゼンテーションを行なう者は、3名までとする。なお、日時・場所等の詳細は、参加者数などを踏まえて、別途、通知する。

(16) 入札参加者の入札価格等の公表

入札参加者全ての商号、入札価格、技術点及び価格点は開札後公表する。

(17) 落札者の入札書計算表(様式第 11号)の公表

落札者の入札書計算表(様式第 11 号)については、入札時に提出したものを落札者決定後に公表する。

9 契約等に関する事項

- (1) 電子入札コアシステムのプログラム・サポートサービス契約(保守契約)については、大阪府と(財)日本建設情報総合センター(JACIC)との間で契約を行なう予定である。
- (2) 落札者は、大阪府電子調達システム開発委託(第一期)で開発されたシステムを基に、必要なシステム開発等を行い、開発したシステムが円滑に稼動するよう機器等の調製を行う。
- (3) 機器等については、落札者が調達し、リース会社に売却するか、又は調達仕様を示し、リース会社が調達するものとし、府は、リース会社と予算額の範囲で賃貸借契約を締結するものとする。リース会社は、大阪府が競争入札に準じて選定を行うものとする。
- (4) 落札者は、研修の実施等についても、仕様書に基づき、行うものとする。
- (5) 本契約に関する不正行為を原因とする契約解除条項及び賠償額の予定条項を契約書に盛り込むものとする。
- (6) 総合評価において評価した性能等については、全て契約時に作成する仕様書にその内容を記載することとし、その履行を確保するものとする。
- (7) 大阪府が別途契約するシステム監査業者によるシステム監査(開発現場での監査を含む)を 適宜受けるものとし、監査により大阪府が改善策を採る必要があると認めた場合は、当該 改善策の実施に努めること。
- (8) 成果物の検査にあたっては、評価した性能等の内容を満たしていることを確認するものとする。

- (9) 平成 15 年度から平成 18 年度の期間による複数年契約とする。
- (10) 支払は各会計年度ごとの業務終了後に行なうものとする。各会計年度の支払限度額は、 大阪府電子調達システム開発委託(第二期)に係る仕様書の参考資料「積算表」(参 74 ページ)に記載する入札対象の合計額とする。

10 その他

- (1) 入札は、一般競争入札(総合評価方式)心得に基づき、実施するものとする。
- (2) 入札参加資格審査申請書等の記載事項に変更があった場合は、様式第4号により、遅滞なく、変更内容を証明できる書類を添えて、届けなければならない。

11 技術提案書及び入札書等に関する事項

(1) 技術提案書及び入札書等の種類

)投例捉杀音及び八化音等の俚類							
	書類名	会社名等なし(1)	会社名等あり(2)	備考			
	アA 技術提案書(概要)		1 部				
	アあ 技術提案書(概要)	18部					
技	イA 技術提案書(本文)		1 部				
術	イあ 技術提案書(本文)	18部					
┃ ^ϻ	ウ 会社実績等A~D(様式第6号)		1 部				
案	エ 会社実績等あ~え(様式第7号)	18部					
書	オ 業務体制及び業務担当責任者、担当 者の略歴A、B (様式第8号)		1 部				
	カ 業務体制及び業務担当責任者、担当 者の略歴あ、い (様式第9号)	18部					
入	キ 入札書等積算根拠(金額記入なし)	18部					
札	ク 入札書等積算根拠(金額記入あり)		1 部				
書等	ケ 入札書(様式第10号)		1 部				
ਚ	コ 入札書計算表(様式第11号)		1 部				

1: 会社名及び会社名を推定できる記載をしないこと(各ページにも会社名等を記載しないこと)。

2: 会社名を記載するもので、各ページの所定欄又は余白部に会社名を記載すること。

(2) 技術提案書及び入札書等の作成について

詳細は、「技術提案書及び入札書等作成要領」による。

(様式第1号)

一般競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

(申 請 者) 所 在 地 フリガナ 商号又は名称 フリガナ 代表者職・氏名 電話番号

実印

FAX 番号

平成 15年4月15日に告示のありました「大阪府電子調達システムの開発委託(第二期)」に係る総合評価一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて参加資格の審査を申請します。 なお、申請書及び関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、地方自治法施行令第 167 条の4の規定、及び下記のいずれかに該当したときは、入札参加資格の取消しをされても何ら異議の申し立てをしません。

記

- 1 本開発委託に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 2 罰金以上の刑に処せられた者
- 3 その他総合評価一般競争入札参加業者としてふさわしくない行為のあった者

会 社 経 歴 書

商号又は名称

代表者職・氏名

実印

設立年月日	年	月	日	資本金		千円	総職員	員数	名
過去 2 年以	ひにお	発注	È者	契約期	間	業務	名等		契約金額等(税抜き)
ける電子調									
テム及び類									
テムの開発す	実績	<u> </u>	+ * <i>h</i>		/ /-		2万全上		(T.II)
		<u>全件</u> 発注		契約期	<u>件</u> 問		<u>額計</u> 名等		(千円) 契約金額等(税抜き)
過去 2 年以		无几	<u> </u>	大がりおり	川山		TH		大利亚領守(加及と)
ける官公庁									
てシステム									
務に係る契約	的実績	全件	‡数		件	金額	額計		(千円)
過去 2 年以	ひにお	発注	主者	契約期	間	業務	名等		契約金額等(税抜き)
ける民間に									
システム開									
に係る契約		A //	L 144		111				(T.II)
1013.000	- C.II.S.C	全件		±n //- ++r	<u>件</u>		額計		(千円)
過去 2 年以	内にお	発注	±首	契約期	间	美扮	名等		契約金額等(税抜き)
ける大阪府	との取								
引実績									
		全件	+数		件				(千円)
ソフトウェブ	アプロ							-	
セス改善活動	動実績								
等の実績									
 次の情報処 ³	甲技術	システ	・ムアナ	リスト				名	
者試験資格。		システ	- ム監査	技術者				名	
	-10 2			マネージ	-			名	
此未只 奴				/ョンエン - > , バーラ		ア		名名	
±¬				ンジニア			ſΤ	<u> 1</u>	± ₄
記			λ		責	= +7	<u>任</u>		者
部署名:						電話	()	
担当者名:						FAX	()	
						E-mail			

(様式第3号)

委 任 状

平成 年 月 日

大阪府知事 様

申請者 所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

電話番号 FAX 番号

次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

代理人 事業所所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

代理人職・氏名 使用印

電話番号 FAX 番号

記

平成 15年4月15日に告示のありました「大阪府電子調達システム開発委託(第二期)」に係る総合評価一般競争入札に関し次の権限を委任します。

(委任事項)

- 1 見積、入札、契約締結、請負代金の請求並びに受領に関する件。
- 2 復代理人選任に関する件。
- 3 その他契約に関する一切の件。
- 4 委任期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

(様式第4号)

記載事項変更届

平成 年 月 日

大阪府知事 様

所在地(住所)

商号又は名称

代表者職氏名

実印

「大阪府電子調達システム開発委託 (第二期)」参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項について、下記のとおり変更したので届けます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更前
- 3 変更後
- 4 変更年月日 平成 年 月 日
- 5 変更理由等

(様式第5号)

質 問 書

平成 年 月 日

委託名:「大阪府電子調達システム開発委託(第二期)」 商号又は名称

代表者職氏名

番号	資料名	ページ	質問事項	質問理由

会社実績等 A (1/4)

商号又は名称

代表者職氏名

実印

1 過去 2 年以内における電子調達システム及び類似システムの開発実績

NO	発注者	契約期間	業務名等	契約金額等(税抜き)
1		~		
2		~		
3		~		
4		~		
5		~		
6		~		
7		~		
8		~		
9		~		
10		~		
	2 年以内におけ	件	過去 2 年以内におけ る標記の金額計	(千円)

技術提案書ウ(様式第6号)

会社実績等 B(2/4)

商号又は名称

代表者職氏名

実印

2 過去2年以内における官公庁においてシステム開発業務に係る契約実績

NO	発注者		契約期間	業務名等	契約金額等(税抜き)
1			~		
2			~		
3			~		
4			~		
5			~		
6			~		
7			~		
8			~		
9			~		
10			~		
過去	・2 年以内における	5標記	件	過去 2 年以内におけ る標記の金額計	(千円)

会社実績等 C (3/4)

商号又は名称 代表者職氏名

実印

3 過去2年以内における民間においてシステム開発業務に係る契約実績

NO	発注者		別と切りしてファ	<u> </u>	アム開発業務に係る契約 業務名等	契約金額等(税抜き)
1	<i>707</i> E		~		***************************************	XMJ MAY (176JX C)
2			~			
3			~			
4			~			
5			~			
6			~			
7			~			
8			~			
9			~			
10			~			
過去	2 年以内における の全件数	5標記	14	‡	過去 2 年以内におけ る標記の金額計	(千円)

会社実績等 D(4/4)

商号又は名称 代表者職氏名

実印

4 その他の会計実績

	<u> </u>		
ソフトウェアプロ			
セス改善活動実績			
等の実績			
次の情報処理技術	システムアナリスト	名	
者試験資格を持つ	システム監査技術者	名	
従業員数	プロジェクトマネージャー	名	
	アプリケーションエンジニア	名	
	テクニカルエンジニア	名	
	実人数	名	

5 平成 15 年度の機器等の調達について

落札者決定基準「4評価基準 (5)オ」(入札説明書 42 ページ)の評価のため、下表に記載すること。

<u> </u>	
項目	入札書計算表(様式第 11 号)記載する、各年度ごとの機器等の賃借料(リース換算費)(1)及び保守費(2)が、それぞれ大阪府の想定する範囲内(3)となっているかについて。
	【下記のいずれかに 印をつけること】
賃借料	1 想定する範囲内にある。 2 想定する範囲を超えている。(注)
保守費	1 想定する範囲内にある。 2 想定する範囲を超えている。(注)

- 1:機器等の賃借料は、入札書計算表(様式第 11 号)の「15f,16f,17f,18f」に記載する金額。
- 2:保守費は、入札書計算表(様式第 11 号)の「16g,17g,18g」に記載する金額。
- 3:大阪府の想定する範囲は、大阪府電子調達システム開発委託(第二期)に係る仕様書 参考 資料「積算表」(参 74 ページ)の機器調達等(H15 年度導入分)の 1、2にそれぞれ 対応する金額。
- 注:「想定する範囲を超えている場合。」には、失格とする。

会社実績等あ(1/4)

1 過去2年以内における電子調達システム及び類似システムの開発実績

NO	国・都道府県・市町	契約期間	業務の概要(会社名等が	惟定でき	契約金額等
	村の別		るような記述は行わない	にと)	(税抜き)
1	国, 都道府県, 市町村, その他	~			
2	国,都道府県, 市町村, その他	~			
3	国, 都道府県, 市町村, その他	~			
4	国, 都道府県, 市町村, その他	~			
5	国, 都道府県, 市町村, その他	~			
6	国, 都道府県, 市町村, その他	~			
7	国, 都道府県, 市町村, その他	~			
8	国, 都道府県, 市町村, その他	~			
9	国, 都道府県, 市町村, その他	~			
10	国, 都道府県, 市町村, その他	~			
過去	2 年以内における標記の全件数	件	過去 2 年以内における 標記の金額計		(千円)

会社実績等い(2/4)

2 過去2年以内における官公庁においてシステム開発業務に係る契約実績

	国・都道府県・市町		業務の概要(会社名等が推		契約金額等
	村の別		るような記述は行わない。	こと)	(税抜き)
1	国, 都道府県, 市町村, その他	~			
2	国, 都道府県, 市町村, その他	~			
3	国, 都道府県, 市町村, その他	~			
4	国, 都道府県, 市町村, その他	~			
5	国, 都道府県, 市町村, その他	~			
6	国, 都道府県, 市町村, その他	~			
7	国, 都道府県, 市町村, その他	~			
8	国, 都道府県, 市町村, その他	~			
9	国, 都道府県, 市町村, その他	~			
10	国, 都道府県, 市町村, その他	~			
過去	2 年以内における標記の全件数	华	排 過去 2 年以内における 標記の金額計		(千円)

会社実績等う(3/4)

3 過去2年以内における民間においてシステム開発業務に係る契約実績

NO	発注者の業務種別	契約期間	業務の概要(会社名等が推定でき	契約金額等
	(製造・工事・小売等)		るような記述は行わないこと)	(税抜き)
1		~		
2		~		
3		~		
4		~		
5		~		
6		~		
7		7		
8		~		
9		~		
10		~		
過去	2 年以内における標記の全件数	件	過去 2 年以内における標記の金額 計	(千円)

会社実績等え(4/4)

4 その他の会社実績(会社名等が推定できるような記述は行わないこと)

4 この他の去社夫	減し 女性 口守い 性化 しゅるみ ノベ	<u>にしたは1117ないこと)</u>	
ソフトウェアプロ			
セス改善活動実績			
等の実績			
次の情報処理技術	システムアナリスト	名	
者試験資格を持つ	システム監査技術者	名	
従業員数	プロジェクトマネージャー	名	
	アプリケーションエンジニア	名	
	テクニカルエンジニア	名	
	実人数	名	

5 平成 15 年度の機器等の調達について

落札者決定基準「4評価基準 (5)オ」(入札説明書 42 ページ)の評価のため、下表に記載すること。

項目	入札書計算表(様式第 11 号)記載する、各年度ごとの機器等の賃借料(リース換算費)(1)及び保守費(2)が、それぞれ大阪府の想定する範囲内(3)となっているかについて。 【下記のいずれかに 印をつけること】
賃借料	1 想定する範囲内にある。 2 想定する範囲を超えている。(注)
保守費	1 想定する範囲内にある。 2 想定する範囲を超えている。(注)

- 1:機器等の賃借料は、入札書計算表(様式第 11 号)の「15f,16f,17f,18f」に記載する金額。
- 2:保守費は、入札書計算表(様式第 11 号)の「16g,17g,18g」に記載する金額。
- 3:大阪府の想定する範囲は、大阪府電子調達システム開発委託(第二期)に係る仕様書 参考 資料「積算表」(参 74 ページ)の機器調達等(H15 年度導入分)の 1、2にそれぞれ 対応する金額。

注:「想定する範囲を超えている場合。」には、失格とする。

業務体制及び業務担当責任者、担当者の略歴(A)

商号又は名称 代表者職氏名

実印

本業務のチーム構成

	門				数の内、	」、 職員数の内、会社実績等 A ~ C (様式 6 号)の開発実績に携わ									
5	〕野			当該	専門分	った	った当該専門分野の人数、及びその実績業務の内訳								
				野の	野の実務経			会社実	績等 A	L	会社実績等	₽B	会社実	績等 C	
				験が	験が10年		人数	No	人数	汝	No .	人数	No	人数	女
				以上	の人数										
			人		人		人	<u>No</u>	人(人)	<u>No</u> 人	(人)	<u>No</u>	人(人)
		(人)	(人)	(人)	<u>No</u>	人(人)	<u>No</u> 人	(人)	<u>No</u>	人(人)
								<u>No</u>	人(人)	<u>No</u> 人	(人)	<u>No</u>	人(人)
									•		•			•	
									•		•			•	
									•		•			•	
			人		人		人	No	人(人)	<u>No</u> 人	(人)	No	人(人
		(人)	(人)	(人)								
			人		人		人	No	人(人)	<u>No</u> 人	(人)	No	人(人)
		(人)	(人)	(人)								
	計		人		人		人	No	人(人)	<u>No</u> 人	(人)	No	人(人)
		(人)	(人)	(人)								

複数の分野を担当する職員については、最も専門とする分野に限って一回のみ計上する。

()は協力事務所の職員数を記入。紙面のスペース上、書ききれない場合は、他に記入して添付すること。

業務体制

下のスペースに体制図を記入すること。

紙面のスペースに書ききれない場合は、他に記入して添付すること。

業務体制及び業務担当責任者、担当者の略歴(B)

商号又は名称 代表者職氏名

実印

総括責任者・主任技術者・担当者の経験・実績

分担・氏名・年齢	実務経験年数	最近 10 年間の主要な実績				
専任・兼任()の区分	資格	(会社実績等 A -	案 件 名 (会社実績等 A ~ C(様式第6号)に記載されている場合はその番号等を例のとおり記載)		模	立場
		侈	」:会社実績等 <u>A</u> No <u>2</u>			
総括責任者	年	•	会社実績等 No			
氏名	(資格)	•	会社実績等 No			
	•	•	会社実績等 No			
(オ)	•	•	会社実績等 No			
専任・兼任	•	•	会社実績等 No			
主任技術者	年	•	会社実績等 No			
氏名	(資格)	•	会社実績等 No			
	•	•	会社実績等 No			
(才)	•	•	会社実績等 No			
専任・兼任	•	•	会社実績等 No			
()担当	年	•	会社実績等 No			
氏名	(資格)	•	会社実績等 No			
	•	•	会社実績等 No			
(才)	•	•	会社実績等 No			
専任・兼任	•	•	会社実績等 No			
()担当	年	•	会社実績等 No			
氏名	(資格)	•	会社実績等 No			
	•	•	会社実績等 No			
(才)	•	•	会社実績等 No			
専任・兼任	•	•	会社実績等 No			
()担当	年	•	会社実績等 No			
氏名	(資格)	•	会社実績等 No			
	•	•	会社実績等 No			
(オ)		•	会社実績等 No			
専任・兼任	•	•	会社実績等 No			

: 専任とは、本業務を専属で行なう場合をいう。兼任とは、他の業務を行ないながら本業務を 行なう場合をいう。

その他:記入欄が不足するときは、本様式を基に改変して、提出してもよい。

対係提案書 カ (様式第9号) 業務体制及び業務担当責任者、担当者の略歴(あ)

商号又は名称 代表者職氏名

実印

本業務のチーム構成

専門	職員数	職員数の内、	職員数の内	内、会社実績等あ [、]	~う(様式7号)(の開発実績に携わ		
分野		当該専門分	った当該専	った当該専門分野の人数、及びその実績業務の				
		野の実務経		会社実績等のあ	会社実績等 い	会社実績等う		
		験が10年	実人数	No 人数	No 人数	No 人数		
		以上の人数						
	人	人	人	<u>No</u> 人(人)	<u>No</u> 人(人)	<u>No</u> 人(人)		
	(人)	(人)	(人)	<u>No</u> 人(人)	<u>No</u> 人(人)	<u>No</u> 人(人)		
				<u>No</u> 人(人)	<u>No</u> 人(人)	<u>No</u> 人(人)		
				•	•	•		
				•	•	•		
				•	•	•		
	人	人	人	<u>No</u> 人(人)	<u>No</u> 人(人)	<u>No</u> 人(人)		
	(人)	(人)	(人)					
	人	人	人	<u>No</u> 人(人)	<u>No</u> 人(人)	<u>No</u> 人(人)		
	(人)	(人)	(人)					
計	人	人	人	<u>No</u> 人(人)	<u>No</u> 人(人)	<u>No</u> 人(人)		
	(人)	(人)	(人)					

複数の分野を担当する職員については、最も専門とす る分野に限って一回のみ計上する。

()は協力事務所の職員数を記入。紙面のスペース上、書ききれない場合は、他に記入して添付すること。

業務体制

下のスペースに体制図を記入すること。

紙面のスペースに書ききれない場合は、他に記入して添付すること。

業務体制及び業務担当責任者、担当者の略歴(い)

総括責任者 主任技術者 担当者の経験 実績

分担・年齢(氏名は	実務経験年数	最近 10 年間の主要な実績				
記入しないこと)	資格	案件	宇 名	規模	立 場	
専任・兼任()の区			(様式第7号)に記載			
分		されている場合はそい記載し	の番号等を例のとお			
		り記載)				
かれまけ せ		19!	」:会社実績等 <u>あ</u> No <u>2</u>			
総括責任者	年	•	会社実績等 No			
<u>(氏名は記載しな</u>	(資格)	•	会社実績等 No			
<u>いこと。以下同じ)</u>	•	•	会社実績等 No			
(オ)	•	•	会社実績等 No			
専任・兼任	•	•	会社実績等 No			
主任技術者	年	•	会社実績等 No			
	(資格)	•	会社実績等 No			
	•	•	会社実績等 No			
(オ)	•	•	会社実績等 No			
専任・兼任	•	•	会社実績等 No			
()担当	年	•	会社実績等 No			
	(資格)	•	会社実績等 No			
	•	•	会社実績等 No			
(オ)	•	•	会社実績等 No			
専任・兼任	•	•	会社実績等 No			
()担当	年	•	会社実績等 No			
	(資格)	•	会社実績等 No			
	•	•	会社実績等 No			
(オ)	•	•	会社実績等 No			
専任・兼任	•	•	会社実績等 No			
()担当	年	•	会社実績等 No			
	(資格)	•	会社実績等 No			
	•	•	会社実績等 No			
(才)	•	•	会社実績等 No			
専任・兼任	•	•				

: 専任とは、本業務を専属で行なう場合をいう。兼任とは、他の業務を行ないながら本業務を 行なう場合をいう。

その他:記入欄が不足するときは、本様式を基に改変して、提出してもよい。

(様式第10号)

入 札 書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

所 在 地 商号又は名称 代表者氏名

印

下記の金額で受託いたしたく契約書の各条項並びに仕様書を承諾のうえ、入札いたします。

記

件名: 大阪府電子調達システム開発委託 (第二期)

	千	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
金 額												

(注)金額は、契約希望金額の100/105に相当する額である。(いわゆる税抜き価格)

金額を訂正しないこと。

金額記載の文字はアラビア数字とし、金額の頭に¥記号をつけること。

(様式第11号)入札書計算表

金額は税抜き 単位 :円〕

	項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	計
設計、	製造及び試験	15a	16a	17a	18a	aa=15a+16a+17a+18a
電	子入札システム					
新	業者管理システム					
新	工事契約管理システム					
総	合試験					
プ	ロジェクト管理					
運用		15b	16b	17b	18b	bb=15b+16b+17b+18b
^	ルプデスク					
説	明会		(16bØ1)	(17bの1)	(18bØ1)	
実	証実験			(17bの2)	(18bØ2)	
保守		15c	16c	17c	18c	cc=15c+16c+17c+18c
シ	ステム管理等					
シ	ステム改修					
機器等	等調達					
Н	据付調整	15d				dd=15d
1 5	ハートウェア・基本ソフトウェア購入	15e				
5 導 入	同リース換算	15f=15e×(注 1)×3月	16f=15e × (注 1) × 12月	17f=15e×(注 1)×12月	18f=15e×(注 1)×12月	ff=15f+16f+17f+18 f
分	保守		16g	17g	18g	gg=16g+17g+18g
Н	据付調整		16h			hh=16h
1 6	ハートウェア・基本ソフトウェア購入		16i			
導入	同リース換算		16j=16i×0.024×12月	17j=16i×0.024×12月	18j=16i×0.024×12月	jj=16j+17j+18j
分	保守			17k	18k	kk=17k+18k
Н	据付調整			17		II=17I
7	ハートウェア・基本ソフトウェア購入			17m		
導入	同リース換算			17n=17m×0.024×12月	18n=17m×0.024×12月	nn=17n+18n
分	保守				180	oo=18o
その化	<u>t</u>	15p	16p	17p	18p	pp=15p+16p+17p+18p
	入札金額(qq)	15a+15b+15c+15d+15p	16a+16b(¹ 6bの 1」を除 く)+16c+16p	17a+17b(ቫ7bの1 」 ቫ7bの2 」を除 く)+17c+17p		q=aa+bb(¶6bの1」~ ¶8bの2」を除 く)+cc+dd+pp (注 2)
	参考見積額(rr)	15a+15b+15c+15d+15f+15p	16a+16b+16c+16f+16g+16h+16j+16 p	17a+17b+17c+17f+17g+17j+17k+17l +17n+17p	18a+18b+18c+18f+18g+18j+18k+18 n+18o+18p	rr=aa+bb+cc+dd+ff+gg+hh+jj+kk+ll+nn+oo+pp

注1:リース率(月)は、入札者が記載のこと。

注2:入札書に記載する入札金額は、qqの金額と同額とすること。

技術提案書及び入札書等作成要領

1 技術提案書の作成要領

(1)技術提案書の種類及び提出部数等

	書類名	会社名等なし(1)	会社名等あり(2)	備考
	アA 技術提案書(概要)		1 部	
	アあ 技術提案書(概要)	18部		
技	イA 技術提案書(本文)		1 部	
/r-	イあ 技術提案書(本文)	18部		
術提	ウ 会社実績等 A ~ D (様式第 6 号)		1 部	
案	エ 会社実績等あ~え(様式第7号)	18部		
書	オ 業務体制及び業務担当責任者、担当 者の略歴A、B (様式第8号)		1 部	
	カ 業務体制及び業務担当責任者、担当 者の略歴あ、い (様式第9号)	18部		
λ	キ 入札書等積算根拠(金額記入なし)	18部		
札	ク 入札書等積算根拠(金額記入あり)		1 部	
書等	ケ 入札書(様式第10号)		1 部	
寸	コ 入札書計算表(様式第 11 号)		1 部	

- 1: 会社名及び会社名を推定できる記載をしないもの(各ページにも会社名等を記載しないこと)。
- 2: 会社名を記載するもので、各ページの所定欄又は余白部に会社名を記載すること。

(2)技術提案書等作成要領

会社名等なし(1)の書類は、技術提案書を作成した会社が推定できるような記述 は行わないこと。

技術提案書等の提出にあたっては、可能な限り次の事項に配慮すること。

- ・リサイクル用紙を用いること。
- ・両面印刷とすること。

「アA、アあ 技術提案書概要」について

- ・必ず A 3 判 2 ページとすること
- ・技術提案書本文を要約すること
- 「イA、イあ 技術提案書(本文)」について
- ・原則として、A4判縦の用紙を用いること(300 ページ以内とすること。但し、表紙、目次、索引を除く。)
- ・表紙及び目次を除くほか、通し番号を付すること

- ・技術提案書(本文)の作成にあたっては、「大阪府電子調達システム開発委託(第二期)に係る仕様書」に従い作成すること
- ・「大阪府電子調達システム開発委託(第二期)落札者決定基準 4 評価基準」に掲げる項目に対応するよう記載することとし、目次及び本文の各章各節タイトルの末尾に、対応する評価基準4の項目番号を括弧書きで記述すること

【例:5.5 システム について<u>((5)キ、ケ、(6)カ)</u> ア システムについては・・・・・・・】

・「大阪府電子調達システム開発委託(第二期)落札者決定基準 4 評価基準」に掲げる項目による索引を設けること。

【索引例】

	項目	主に記載するページ	参考に記載するページ
(1)	ア	10 ~ 13	23 ~ 35,67 ~ 89
	イ	16 ~ 18	20 ~ 27,46 ~ 50
	以下、全項目を	を記載	

- 「ウエ 会社実績等(様式第6号及び7号)」について
- ・複数件の実績がある場合は、可能な限り、多くの実績を記載すること
- ・記入欄が不足する場合は、追加すること。
- ・会社名を記入した1部(様式第6号)については、官公庁名や会社名等できる限 り詳細に記述すること
- 「オカ 業務体制及び業務担当責任者、担当者の略歴等(様式第8号及び9号)」について
- ・記入欄が不足する場合は、追加すること。
- ・会社名を記入した1部(様式第8号)については、実名、部署名等できる限り詳細に記述すること。
- 「キク 入札書等積算根拠(金額記入なし)及び(金額記入あり)」について
- ・「コー入札書計算表(様式第 11 号)」に記載の金額の根拠となるものを全て記載すること。
- ・(金額記入なし) 18部については、単価を含めた金額は一切記述しないこと。
- ・(金額記入あり) 1部については、単価を含め全ての金額を記述すること。
- ・(金額記入なし)及び(金額記入あり)は、その金額等の記述、非記述を除き原則として同じ様式とすること。
- ・ 入札書等積算根拠には以下の から までの項目について、各年度及び各項目ごと に数量、諸元(ハードウエア、ソフトウエア)、開発工数、単価・数量等、積算内訳を 記載すること。

設計・開発

- a 電子入札システム
- b 新業者管理システム
- c新工事契約管理システム
- d 総合試験
- e プロジェクト管理

運用

- a ヘルプデスク
- b説明会
- c実証実験

保守

- aシステム管理等
- bシステム改修

機器等調達

- a 据付調整
- bハードウェア(基本ソフト(OS),DBMSを含む)購入費
- c ハードウェア (基本ソフト (OS), DBMS を含む)保守費

【記載条件】

システム構築業務に係るソフトウェアにおいて、電子入札コアシステム以外の パッケージ製品を利用する場合には明記すること。パッケージ製品については使 用条件を記載すること。

なお、金額記入なし分について、入札参加者名が特定できるパッケージを使用 する場合は、製品名が分からないよう一般的なパッケージの概要等を記載するこ と。

・ ハードウェア等のランニング経費であるリース率について、平成 15 年度の導入 分は、調達が可能なリース率(月)を入札者が記載して算定すること。

平成 16 年度、17 年度の導入分は、リース率(月)を 2.4 パーセントとして算定すること。

(3)提出された技術提案書の取り扱い

提出された技術提案書の修正はできない。

提出された技術提案書に基づき、各提案会社はプレゼンテーションを実施する こと。なお、プレゼンテーションの日時、場所及び方法等については、別途指示 するものとする。

提出された技術提案書に含まれる著作物の著作権は、入札者に帰属する。ただし、本事業において公表等が特に必要と認められる場合、府は、提案書の全部または、一部を使用できるものとする。なお、提案内容に含まれる特許権など日本

国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた結果責任は、原則として入札者が負う。

提出された技術提案書は返却しない。

2 入札書等の作成要領

「ケ 入札書(様式第 10 号)」、「コ 入札書計算表(様式第 11 号)」について 入札書等積算根拠(金額記入あり)に基づき整合性がとれるよう金額を算出し、記入 すること。

その他

入札書等の記載については、「大阪府電子調達システム開発委託(第二期)落札者決定 基準 3 性能、機能及び技術並びに入札価格の評価方法」等に従って記載すること。

入札手続要領

技術提案書及び入札書等の提出方法は、以下に示すとおり。

1 . 手続きの流れ

世界世安津の世史(下記 2)	平成 15 年 5 月 27 日(火)
技術提案書の提出(下記 2) 	午前 10:00
入れ事等の担果(で記さ)	平成 15 年 6 月 4 日(水)
入札書等の提出(下記3)	午前 10:00
	
プレゼンテーションの実施(下記 4)	平成 15 年 6 月 5 日(木)
プレビンナーションの実施(下記 4)	(時刻、場所等は6月4日に通知)
	(都合により変更する場合がある)
明扎,英扎老の決定(丁曰 5)	平成 15 年 6 月 6 日(金)
開札・落札者の決定(下記 5)	午前 10:00
	(都合により変更する場合がある)

2.技術提案書の提出

(1)日時・場所

平成 15 年 5 月 27 日(火) 午前 10:00

大阪府職員会館 会議室1(府庁新別館北館5階)

大阪市中央区大手前三丁目1番43号

(郵送による技術提案書等の提出期限・提出先)

平成 15年5月26日(月)午後3時必着とする。

〒540-8570 大阪市中央区大手前三丁目2番12号

大阪府建築都市部建築都市総務課 入札・契約グループ

(2)提出する物

	書類名	部数	備考
打	支術提案書一式 内訳は次のとおり	18 袋	
	アあ 技術提案書(概要)	各1部	
袋	イあ 技術提案書(本文)	各1部	<u> </u>
0	エ 会社実績等あ~え(様式第7号)	各1部	会社名及び会社名が推
中	カ 業務体制及び業務担当責任者、担当	各1部	<u>定できる記述は行わな</u>
の	者の略歴等あ、い(様式第9号)		<u>いこと。</u>
内	キ 入札書等積算根拠(金額記入なし)	各1部	
訳	A 1 7 + + 1 + 1 A A WILLIAM	₽ ↓ ⇒□	会社名を明記
	会社名を表記した「A4判の紙」	各 1 部	(記載様式は自由)
_	一般競争入札参加資格確認結果通知書の写し	1 部	(必ず持参のこと)

書類名の「アあ、イあ、エ、カ、キ」の記号は入札説明書「11 技術提案書及び入札書等に関する事項」(8ページ)による。

(3)提出方法

上記(2)の提出物の内「アあ、イあ、エ、カ、キ」及び会社名を表記した「A4判の紙」を1部毎に袋(袋に限らないが一団で取り扱え、密封していないこと。)に入れ、18袋提出すること。

包みの外側には会社名の表記や会社名が推定できる表記は行なわないこと。

各袋の中に会社名を表記した「A4判の紙」を入れること。

(当該「A4判の紙」の他の提出物には、一切会社名の表記や会社名が推定できる表記は行わないこと。)

(4)注意事項

提出者は、各社1名とする。

提出者は、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを持参すること。

(当該通知書の写しを持参しなかった場合は、入札参加(技術提案書の提出) ができない。)

入札説明書「技術提案書及び入札書等作成要領」により作成すること。

3.入札書等の提出

(1)日時・場所

平成 15 年 6 月 4 日(水) 午前 10:00

大阪府建築都市部入札室

大阪市中央区大手前三丁目1番88号(大阪府庁立体駐車場西側の平屋建物)

(郵送による入札書等の提出期限)

平成 15 年 6 月 3 日(火)午後 3 時必着とする。 提出先は、 2 (1)の技術提案書等に同じ。

(2)提出する物

書類名		部数	備考
	入札書等一式 内訳は次のとおり	1袋	
	アA 技術提案書(概要)	1 部	
	イA 技術提案書(本文)	1 部	
袋	ウ 会社実績等 A~D (様式第 6 号)	1 部	々ぺ ごのに守押ひけ
の	オ 業務体制及び業務担当責任者、担当者の	4 立 7	各ページの所定欄又は 余白部に会社名を入れ
中	略歴等 A、B (様式第 8 号)	1部	赤口部に芸社名を八11 ること。
の	ク 入札書等積算根拠(金額記入あり)	1 部	ること。
内	ケ 入札書(様式第 10 号)	1 部	
訳	コ 入札書計算表(様式第 11 号)	1部	
一般競争入札参加資格確認結果通知書の写し		1 部	(必ず持参のこと)

:書類名の「アA、イA、ウ、オ、ク、ケ、コ」の記号は入札説明書「11 技術提案書及び入札書等に関する事項」(8ページ)による。

(3)提出された入札書等の取扱い

提出された入札書等は、6月6日(金)の開札・落札者決定の日まで開封しない。

(4)提出方法

上記(2)の提出物を一つの包みに密封し、かつ封皮に商号及び代表者職氏名を記入し、割印すること。

上記(2)の「ケ 入札書(様式第 10 号)」については封筒に折り曲げずに入れ、封 筒の表に「入札書在中」と朱書きし封印すること。

(5)注意事項

提出者は、各社1名とする。

提出者は、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを持参すること。

(当該通知書の写しを持参しなかった場合は、入札参加(入札書等の提出)ができない。)

「 技術提案書及び入札書等作成要領」により作成すること。

プレゼンテーション用投影資料 (4.(2)にて後述)を提出する場合は、入札書等と併せて CD-ROM で提出すること。入札書等提出時以外では受け取らないので注意すること。

4. プレゼンテーションの実施

(1)日時・場所

平成 15 年 6 月 5 日(木)

時刻、場所等については、6月4日(水)に通知する。

(都合により変更する場合がある)

(2) プレゼンテーション資料の事前提出

プレゼンテーションに使用する資料は、会社名及び会社名が推定できないものを使用することとし、2.(2)「アあ、イあ、エ、カ、キ」に加え、スクリーン等に投影する資料(プレゼンテーション用投影資料)を使用することができる。

ただし、プレゼンテーション用投影資料は3.(5) のとおり、入札書等の提出時に CD-ROM により提出する必要がある。

提出された CD-ROM の内容を事前に確認し、会社名等を推定できる内容がある場合は、 プレゼンテーションに投影資料は使用できない。

提出日時、場所は「3.入札書等の提出」に同じ。(平成 15 年 6 月 4 日午前 10:00) プレゼンテーション用投影資料の形式は、マイクロソフトワード、マイクロソフト エクセル、マイクロソフトパワーポイント、マイクロソフトアクセス、PDF、HTML 等ブラウザーで閲覧できる形式に限る。

(3) プレゼンテーションの方法

プレゼンテーションの時間は、1社20分程度を予定している。

人数は、説明者を含めて3名までとする。

提出済みの技術提案書(概要・本文・プレゼンテーション用投影資料(会社名及び会社名が推定できないもの)により行なうこと。

大阪府で用意する機器は次のとおり。

スクリーン 1台

液晶プロジェクタ 1台

マイク 1本

PC 1台(ネットワークには接続していない。)

時刻、場所等については6月4日(水)に通知する。(都合により変更する場合がある)

(4)注意事項

会社名及び会社名が推定できないプレゼンテーションとすること。

指定時刻に遅れた場合は、プレゼンテーションすることができない。

説明者は、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを持参すること。

(当該通知書の写しを持参しなかった場合は、プレゼンテーションができない。) 職員の指示に従うこと。

5. 開札・落札者の決定

(1)日時・場所

平成 15 年 6 月 6 日(金) 午前 10:00 大阪府職員会館 会議室 1 (府庁新別館北館 5 階) 大阪市中央区大手前三丁目 1 番 4 3 号 (都合により変更する場合がある)

(2)注意事項

技術提案書の評価及び提出済みの入札書(金額)により落札者を決定し、今後の事務手続き等の説明を行うため、各社1名必ず出席すること。

出席者は、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを持参すること。

(当該通知書の写しを持参しなかった場合は、出席できない。)

入札参加者全ての商号、入札価格、技術点及び価格点は開札後公開する。

落札者決定基準

大阪府が発注する「大阪府電子調達システムの開発委託(第二期)」に係る落札者決定基準については、次に掲げる方法による。

1 審査機関

- (1) 本委託業務の技術的な審査については、学識経験者による大阪府電子調達システム開発に係る技術審査委員会(以下「技術審査委員会」という。)において実施する。
- (2)技術審査委員会は、仕様書及び落札者の決定基準の検討、仕様書に記載している性能、 機能及び技術等の要求要件を満たしているかの判断、下記4に基づき付与する点数の 判断及び本案件の入札説明書で求める技術提案書の内容について審査する。

2 落札者決定基準

- (1) 落札者の決定方法
 - ア 落札者の決定方法については、次に掲げる各要件のいずれにも該当する入札者の うち、3に定める評価方法により算出された技術点と価格点の合計点が最も高い者 とする。
 - (ア)入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。
 - (介総合評価入札にかかる提案書が下記 4 で指定する必須の要求要件を全て満たしていること。
 - (ウ)技術点が、その最高点の80%以上であること。
 - イ 最高得点者が 2 者以上ある時は、当該の者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該応札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、 入札執行事務に関係のない職員に、これに代えてくじを引かせ落札者を決定する。

(2) 技術点及び価格点の配分

点数については、1000 点満点とし、技術点を 500 点、価格点を 500 点とする。 なお、技術点については、基本点は 208 点、加点を 292 点とし、その内訳は次のとおり。

	点数配分		
評価項目	基本点	加点	計
(1) 提案内容の実現性・確実性	76	114	190
(2) 提案内容の安全性・信頼性	48	72	120
(3) 提案内容の運用性	36	54	90
(4) 提案内容の効率性・拡張性	28	36	64
(5) 開発実績・要員、機器調達の実現性	10	7	17
(6) 開発・設計体制	10	9	19
小計	208	292	
合計	500		

3 性能、機能及び技術並びに入札価格の評価方法

委託業務の性能、機能及び技術並びに見積価格の評価については、仕様書及び評価基準に基づき次のとおり行うこととする。

- (1)評価基準については、4のとおりとする。
- (2)評価基準に記載している評価項目を必須の評価項目とし、それに係る性能について、 評価基準に記載している必須の要求要件を満たしているかを判断し、これを満たして いる場合については、評価基準に基づき基本点を付与する。
- (3)評価基準に記載している必須の評価項目に関連する性能について、具体的かつ評価できる提案を行っている場合については、評価基準に基づき付加点を付与する。
- (4) 仕様書及び評価基準に記載されていない性能等の提案については、大阪府電子調達システムとしての必要度及び重要度に照らし、必要の範囲を超えているものについては、 評価の対象としない。
- (5) 各提案会社の技術点については、技術審査委員会委員の採点を平均した点をもってそ の技術点に係る得点とする。
- (6)入札価格については、入札価格に応じ、点数化するものとする。点数化の方法については、次に示す方法による。

「価格点=偏差値×満点の評価点/100」

偏差値 = - 10 × (入札価格 入札価格の平均値) / 標準偏差 + 50 標準偏差 = ((入札価格 入札価格の平均値)²の和 / 入札参加者数)の平方根計算にあたっては、小数点以下第3位で、価格点を求める際には、小数点以下第1位で、各々、四捨五入するものとする。

ただし、入札参加者数が2者以下の場合は、次に示す方法とする。

「価格点 = (修正偏差値×満点の評価点 / 100×2+満点の価格点×(1-入札価格 / 予定価格)) / 3」

修正偏差値 = 偏差値の計 / 2 - 偏差値の差の絶対値 / 2 x (入札価格 - 他者の入札価格) / 予定価格

- (7)入札価格は、次の項目をすべて盛り込むものとする。
 - ア 平成 15 年度から 17 年度までのソフトウェア開発費(電子調達システム追加機能開発、新業者管理システム開発、新工事契約管理システム開発)とそれに係る施工管理等調整費(プロジェクト管理、据付調整・機器設定、総合試験)
 - イ 平成15年度の運用費(平成16年1月~平成16年3月までのヘルプデスク、説明会) 平成16年度から18年度までの運用費(ヘルプデスク) 平成16年度の運用費(実証 実験)

なお、運用業務は、第一期開発分についても業務範囲とする。

- ウ 平成 16 年 1 月から 18 年度末までのシステム管理・定期点検・障害対応/障害管理・ 各種報告等保守作業、平成 16 年度から 18 年度までの開発したシステムの改修費
- エ 平成 15 年度導入分のハードウェア・基本ソフトウェア等の据付調整費

オその他、必要な費用

ただし、次の項目については、本件入札者の負担とする

- ・ 被システム監査にかかる費用
- ・ 打合せ等に要する資料代・印刷費等
- ・ 第一期開発業者からの運用・保守資料等の引継ぎ業務にかかる費用
- (8) 入札価格以外に、次の項目について、必要性を考慮して、参考として見積ること。 落札者の見積り結果は、後日公表する。
 - ア 平成 16 年度から 18 年度までの説明会の費用
 - イ 平成 17 年度から 18 年度までの実証実験の費用
 - ウ 平成 15 年度導入分のハードウェア・基本ソフトウェア等の保守料(平成 17 年 1 月 ~ 平成 19 年 3 月)
 - エ 平成 15 年度導入分のハードウェア・基本ソフトウェア等の賃借料(平成 16 年 1 月 ~ 平成 19 年 3 月)
 - オ 平成 16 年度から 17 年度までにハードウェア・基本ソフトウェアを導入する場合に は、それに係る賃借料、保守費及び据付調整費

ただし、発注者支援データベースや企業情報提供サービスなど入札者以外からデータの提供を受けるにあたって必要な費用及び府が委託するシステム監査の費用は除く。

4 評価基準

技術提案書の評価基準は、以下のとおりとする。

(1)提案内容の実現性・確実性

開発内容の規模、開発期間、スケジュール、採用する技術要素を考慮し、確実に開発できるような計画に従った開発であるかについて評価する。

- ア 開発についての開発手法とスケジュールが開発時期毎に具体的に記述されている。
- イ 実証実験、試行運用の実施方法、本格運用までの移行方法について、開発時期毎に具体的に記述されている。
- ウ 開発の総括責任者及び各グループの責任者の役割分担が明確になっており、開発の規模・内容に見合うプロジェクト管理及び開発体制について、実現性が十分あるよう具体的に記述されている。
- エ 入札参加から入札までに係る自動審査の機能の実現が具体的に記述されている。
- オ 自動審査以外の不正防止のための仕組みが具体的に記述されている。
- カ 一般競争入札・公募型指名競争入札以外のその他の工事入札方式についての電子調達 システムの開発方策が具体的に記述されている。
- キ 建設工事関連委託業務についての電子調達システムの開発方策が具体的に記述されている。
- ク 建設工事関連以外の委託役務業務についての電子調達システムの開発方策が具体的 に記述されている。
- ケ 物品調達についての電子調達システムの開発方策が具体的に記述されている。
- コ サブシステムの構成、システム化の範囲及び運用等について記述されている。
- サーサブシステム間の連携方法とインターフェースの概要が記述されている。
- シ 新業者管理システムの開発方策が具体的に記述されている。
- ス 新工事契約管理システムの開発方策が具体的に記述されている。
- セ テスト計画が具体的に記述されている。
- ソ 研修計画が具体的に記述されている。
- タ データの移行方法が具体的に記述されている。
- チ 中小建設業者にも導入しやすい簡便なシステム構成・操作方法が具体的に記述されている。
- ツ コアシステムのバージョンアップに併せて、迅速にシステムを改修する方法が具体的 に記述されているか。
- テ 第一期システムの成果物を引き継いだ内容となっているよう具体的に記述されているか。

(2) 提案内容の安全性・信頼性

提案システムが、各業務で取り扱うデータに関してのセキュリティの運用方法や信頼性向上機能について評価する。

- ア セキュリティについて、そのポリシーと対策について記述されている
- イ インターネット上での通信の安全性について記述されている。
- ウ 電子文書における改ざん防止、本人確認、秘匿性について記述されている。
- エ 電子文書における原本性担保について記述されている。
- オー内部・外部の双方の者から、情報が漏洩しない仕組みが具体的に記述されている。
- カシステム管理者の不正行為を相互監視する機能が具体的に記述されている。
- キ 操作ミスや入力ミスを防ぐ仕組みが具体的に記述されている。
- ク 時刻管理(NTP など)やシステム障害監視、停電・瞬電対策などの信頼性向上機能が具体的に記述されているか。
- ケシステムへの侵入検知機能がある。
- コ ハードウェア・ソフトウェアは、市場で一般的に普及していない特殊なものを使用していない。
- サ 特定のハードウェア専用のOS・データベースを採用していない。
- シ 普及していない開発言語を採用していない。

(3)提案内容の運用性

- システムの運用・保守及び作業の内容について評価する。
- ア 日常の運用業務に関して、体制と役割が具体的に記述されている。
- イ バックアップ・リカバリなど必要な障害対策、保守等運用業務について具体的に記述 されている。
- ウ 各業務で取り扱うデータに関する機密性及び完全性について記述されている。
- エ 大阪府(発注者)側のシステムについて、ハードウェア、ソフトウェア、通信環境等 の障害発生時に想定されるリスク及びその回避策・代替策について具体的に記述され ている。
- オ 利用者(受注者)側のシステムについて、ハードウェア、ソフトウェア、通信環境等 の障害発生時に想定されるリスク及びその回避策・代替策について具体的に記述され ている。
- カ 大阪府(発注者)側と利用者(受注者)側のシステムについて、各々のハードウェア、 ソフトウェア、通信環境等に障害発生時の責任分解点について具体的に記述されている。
- キ ハードウェア、ソフトウェア(基本ソフトウェア部分、コアシステム部分、カスタマイズ部分)の各々について保守の考え方及び具体的な手法について記述されている。
- ク ヘルプデスクについて具体的に記述されている。
- ケ 大阪府立インターネットデータセンターの利用を前提とした運用となっているか。

(4) 提案内容の効率性・拡張性

提案システムが本府にとって、効率性の向上につながるか、また、将来の拡張が容易かど うかについて評価する。

- ア 大阪府の電子調達システムの特徴を理解した費用対効果の分析内容が記述されている。
- イ 大阪府の入札・契約事務の現状に基づき、BPRの視点により記述されている。
- ウ その他の連携するシステム(行政文書管理システム・新財務会計システム・総務サービスセンター、全業種企業情報データベースなど)が網羅されており、連携方法について、具体的に記述されている。
- エ 市町村との連携についての、方法及び課題が具体的に記述されている。
- オ 府の関連団体のシステムの利用について、実現方法が具体的に記述されている。
- カ 入札参加資格業者登録時に、企業情報データベースを用いて、電子認証 IC カードの 登録の実現方法が具体的に記述されている。
- キ 制度改正等に柔軟に対応でき、自動審査の条件設定やその変更も容易にできるよう具体的に記述されている。
- ク 画面・帳票等の変更・追加に柔軟に対応できる仕組みが具体的に記述されている。
- ケー各業務で取り扱うデータが増加した場合の対策について記述されている。
- コ 電子納品システム・情報共有システムなど(建設CALS/EC)との連携について 記述されている。
- サ 本システムの IP v 6 の対応方策が具体的に記述されている。
- シ 今後の技術革新の変化への対応について、記述されている。

(5) 開発実績・要員、機器調達の実現性

電子調達システムの開発実績、運用実績や機器調達の実現性を評価する。

- ア 電子調達システムに類似したシステムの開発実績について記述されている。
- イ 官公庁におけるシステム開発、運用実績について記述されている。
- ウ 民間におけるシステム開発、運用実績について記述されている。
- エ ソフトウェアプロセス改善活動実績等の品質向上の実績がある。
- オ 機器調達について、賃借料及び保守費が府の想定する範囲内となっている。

(6)開発・設計体制

本システムの開発・設計にあたり、その体制について評価する

- ア 本システムの開発にあたり、組織の体制及び上記(5)の開発に従事した者の人数について記載されている。
- イ 開発・設計体制が専任・兼任が明確になっており、実績・資格・経験年数等が具体的 に記述されている。

- ウ 高度IT技術者を配置した体制となっている。
- エ 本システムの開発・運用について、府内の中小 IT 企業の活用方法を記述されている。
- オ システム監査に係る被監査体制及びその指摘事項についての修正する体制について、 記述されている。

業務委託契約書(案)

委託者大阪府(以下、「甲」という。)と受託者

(以下、「乙」という。)は、

委託について次の条項により委託契約を締結する。

(委託業務の内容)

- 第1条 委託業務の内容は、次のとおりとする。
 - (1)委託業務名 大阪府電子調達システム開発委託(第二期)
 - (2)契約金額

円

(うち消費税及び地方消費税の額 金

円)

- (3)契約保証金
- (4)履行期間 契約締結日から平成19年3月31日

各会計年度ごとの履行期間は、次のとおりとする。

	年 度	始 期	終 期
ア	平成15年度	契約締結日	平成16年3月22日
1	平成16年度	平成16年4月1日	平成17年3月22日
ウ	平成17年度	平成17年4月1日	平成18年3月20日
エ	平成18年度	平成18年4月1日	平成19年3月31日

但し、アからウのシステム保守・運用にかかる業務については、各履行期間の終期を各年度の3月31日とする。

- (5)履行場所 大阪府庁舎内及び大阪府が指定する場所
- (6)業務仕様 別添仕様書のとおり

(総則)

第2条 乙は、別添仕様書(以下「仕様書」という。)に基づいて、本業務を信義に従って 誠実に履行しなければならない。

(誓約書の提出)

第 3 条 乙は、契約締結後速やかに、業務上知り得た個人情報の保護及び業務上使用した データの適正な取扱い、その他の遵守すべき事項を記載した誓約書を提出しなければな らない。

(業務工程表の提出)

- 第4条 乙は、契約締結後14日以内に仕様書に基づいて業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の業務工程表の提出を受けたときは遅滞なくこれを審査し、適当と認める場合には乙に書面にて通知しなければならない。また、不適当と認めたときは、乙と協議するものとする。
- 3 業務工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第 5 条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 4 号の場合においては、履行保証保険特約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる甲が認めた有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを証する銀行又は甲が確実と認める金融機関等の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第 4 項において「保証の額」という。)は、契約金額の100分の5以上としなければならない。
- 3 第 1 項の規定により、乙が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該 保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号に掲げる保 証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託金額の 100 分の 5 に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(甲の監督職員)

- 第 6 条 甲は、本業務の管理にかかる監督職員を定め、その氏名を乙に書面にて通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
- 2 第 1 項の規定により、甲が監督職員を置いたときは、この契約に定める指示等は原則として監督職員を経由して行うものとする。

(乙の総括責任者)

- 第 7 条 乙は、本業務の管理を行う総括責任者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に 書面にて通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
- 2 総括責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、契約金額の 変更、契約金額の請求、受領及びこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく 乙の一切の権限を行使することができる。
- 3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを総括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に書面にて通知しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第 8 条 乙は、この契約によって生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継 させてはならない。

(再委託等の禁止)

- 第 9 条 乙は、この契約の履行について、委託業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得て業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。
- 2 前項ただし書の規定により乙が第三者に再委任するときは、乙は、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。
- 3 第 1 項ただし書の規定により乙が甲の承認を得る場合には、乙は、業務上知り得た個人情報の保護及び業務上使用したデータの適正な取扱いその他、当該第三者が遵守すべき事項を記載した誓約書を、すべての当該第三者に提出させなければならない。

(秘密の保持及び資料転用の禁止)

- 第 10 条 乙は、本業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、この 契約が終了又は解除された後においても同様とする。
- 2 乙は、本業務のデータファイル、プログラム、その他本業務に関する資料を本業務以 外の用に供する外、複写及び複製をしてはならない。

(業務従事者届け等の提出)

- 第 11 条 乙は、本業務に従事する者(以下、「業務従事者」という。)を甲に書面にて届けなければならない。
- 2 乙は、前項の届けに際して、業務上知り得た個人情報の保護及び業務上使用したデータの適正な取扱いその他、業務従事者が遵守すべき事項を記載した誓約書を、すべての業務従事者に提出させなければならない。

(貸与品の取扱い)

- 第 12 条 甲は、乙の申し出により、本業務に必要な物を貸与(以下、「貸与品」という。) することができる。
- 2 乙は、前項の貸与品については、善良なる管理者の注意義務をもって使用し、管理しなければならない。
- 3 前項の規定のほか、貸与品に関する取扱いは、仕様書によるものとする。

(事故発生時の報告)

第 13 条 乙は、本業務の処理に関し、事故その他契約の履行を行ない難い事由が生じたと きは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(監督及び調査)

第 14 条 甲は、乙に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(システム監査)

- 第 15 条 乙は、甲が指定する者のシステム監査(開発を行なっている場所での監査を含む。) を受けるものとし、監査により甲が改善策を採る必要があると認めた場合は、乙は当該 改善策の実施に努めるものとする。
- 2 乙は、甲が必要と認めた場合、システム監査を行う者と本業務に必要なヒアリング、 意見交換会、監査結果報告会等に出席しなければならない。

(検査及び引渡し)

- 第 16 条 乙は、各会計年度ごとに本業務が完了したときは、その旨を書面にて甲に通知しなければならない。この場合において、業務完了に際して甲が指定する者のシステム監査を終了しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に完了を確認するための検査を終了し、当該検査の結果を書面にて乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の検査に合格しないときは、甲の指示に従い、直ちに必要な修正を行うものとし、当該修正が完了したときは、その旨を甲に通知するものとする。この場合において、修正の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を適用する。ただし、システム監査の実施については、特に甲が必要ないと認めるときは適用しない。
- 4 甲は、第 2 項の検査によって業務の完了を確認した後、乙が成果物の引渡しを申し出 たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

(知的財産権の取扱い)

- 第 17 条 本業務を遂行する過程で、特許権、その他の知的財産権及びノウハウに関する権利(以下「知的財産権等」という。)を伴う発明等が甲又は乙のいずれか一方で行われた場合、かかる知的財産権は発明等を行った者が属する当事者に帰属する。この場合、甲又は乙は、発明等を行った者との間で特許法その他の知的財産権に関連する法律により、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 乙がこの契約締結前から有していた知的財産権等を本業務に利用したとき又は前項により乙に帰属する知的財産権等が本業務に利用された場合、甲は、この契約に基づき本業務の成果物を利用するために必要な範囲で、当該知的財産権等を利用することができる。
- 3 本業務を遂行する過程で、知的財産権等を伴う発明等が甲及び乙に属する者の共同で行われた場合、この知的財産権は甲乙の共有(持分均等)とする。この場合、甲及び乙は、それぞれに属する当該発明等を行った者との間で特許法その他の知的財産権に関連する法律により、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 甲及び乙は、前項の共同発明等にかかる知的財産権等について、それぞれ相手方の同意等を要することなく、これらを自ら実施又は利用することができる。ただし、これを第三者への利用許諾、持分の譲渡及び質権の設定を目的とする場合は、相手方の事前の同意を要するものとする。この場合、相手方と協議の上、利用の許諾条件、譲渡条件等を決定するものとする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、成果物の著作権については、第18条の定めるところによ

る。

(成果物の著作権等の取扱い)

- 第 18 条 本業務の成果物(プログラム、マニュアル・ドキュメント、各種計画等の著作物を含む。)に関する著作権は、検査完了の時をもって乙から甲に移転及び帰属するものとする。
- 2 本業務の成果物において、乙が従前から有していたパッケージプログラム及び乙が業務の実施中新たに作成したプログラムの著作権並びに第三者が権利を有するパッケージ プログラム(無償提供のもの、いわゆるフリーソフトを含む。以下「第三者ソフト」という。)の著作権は、乙又は当該第三者に留保されるものとする。
- 3 甲は、乙に了解を得ることなく、成果物を複製・翻案し、公益上の目的に限り、これ を第三者に利用させることができる。

(成果物の譲渡禁止)

- 第 19 条 乙は、成果物を複製し、これを第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、 甲が承諾した場合はこの限りでない。
- 2 前項の場合においては、甲乙において、別途協定を締結するものとする。

(第三者の著作権等の取扱い)

第 20 条 乙は、本業務の成果品が第三者の著作権を侵害していないことを保証し、紛争が 生じた場合は、乙の責任と負担において解決するものとする。

(電子入札コアシステムの取扱い)

- 第 21 条 甲は、財団法人日本建設情報総合センター(以下「JACIC」という。)の作成した電子入札コアシステムのプログラム、関連資料及び参考資料(以下あわせて「ソフトウェア」という。)を乙に提供する。
- 2 乙は、本業務の目的の範囲内に限り、ソフトウェアの使用及び改変をすることができる。
- 3 乙は、ソフトウェアに表示されている著作権表示を削除してはならない。
- 4 乙は、ソフトウェアの機密保持に努め、第三者に開示してはならない。ただし、第 9 条第 1 項により乙が第三者に業務を委託する場合は、甲が承認した第三者に限り開示することができる。
- 5 乙は、ソフトウウェアの使用及び改変にあたっては、甲と JACIC が締結する「ソフトウェア使用許諾契約」の内容を遵守しなければならない。

(業務内容の変更等)

第 22 条 甲は、必要がある場合、乙と協議の上、業務の内容を変更し、又は業務を一時中 止することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要がある ときは、甲乙協議の上、書面においてこれを定めるものとする。

(危険負担)

第23条 第16条の検査完了前に生じた一切の損害は、すべて乙の負担とする。

(本業務に係る損害賠償)

- 第24条 乙は、本業務の処理にあたり、この契約及びこの契約に基づく甲の指示に違反して、甲又は第三者に損害を与えた場合は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、甲が成果品を利用するにあたり、乙の責めに帰すべき事由により、甲に損害を 与えた場合は、その損害を甲に賠償しなければならない。

(賠償額の予定)

- 第25条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。履行期間終了後も同様とする。
 - (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 48 条第 4 項、第 53 条の 3 又は第 54 条の規定による審決(同法第 54 条第 3 項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(独占禁止法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 48 条の 2 第 1 項の 規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第 48 条の 2 第 6 項の規 定により、確定した審決とみなされたとき(独占禁止法第 77 条の規定により、この 審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)。
 - (3) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、乙が独占禁止法第 77 条の規定により提起した審決取消しの訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 第32条第2号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 第32条第3号に該当したとき。
- 2 前項の場合において、甲に生じた実際の損害額が、この契約による契約金額の 100 分の 10 に相当する額を超える場合には、乙は、超過額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約金額の支払)

- 第 26 条 乙は、第 16 条の検査に合格をしたときは、書面により第 27 条の支払限度額の範囲内で当該期間の契約金額の支払を甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の乙からの適法な請求書を受理した日から 30 日以内に契約金額を乙に支払 わなければならない。
- 3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前項の規定による支払が遅れたときは、当該未支払額につき前項に規定する支払期限の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、 年3.6パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(債務負担行為に係る各年度の支払限度額)

第 27 条 この契約において、各会計年度における契約金額の支払の限度額(消費税及び地方消費税を含む)は、次のとおりとする。

(1) 平成 1 5 年度 金 円

(2) 平成 1 6 年度 金 円

(3) 平成 1 7 年度 金 円

(4) 平成18年度 金 円

2 甲は、予算の都合上その他必要があるときは、前項の支払の限度額を変更することができる。

(履行遅滞)

- 第 28 条 乙は、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は甲乙協議の上、これを定めるものとする。
- 2 乙は、前項の場合において、その理由が乙の責めに帰するものであるときは、委託金額につきその延長日数に応じ、年 10.75 パーセントの割合で計算して得た額の違約金を甲に支払わなければならない。

(不履行責任)

- 第 29 条 乙は、本業務について、契約条項又は仕様書に定められたとおり履行できなかったときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項の場合において甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(善管注意義務)

第30条 乙は、この契約の履行にあたっては、常に善良なる管理者の注意をもって委託業 務をなす責めを負うものとする。

(契約の解除及び違約金)

- 第 31 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙が、正当な理由なく本業務に着手しないとき。
 - (2) 乙の責めに帰する理由により、契約期間内に本業務を完了しないとき又は完了する 見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (3) 乙が、契約の締結又は履行にあたり、不正な行為をしたとき。
 - (4) 前各号に定めるもののほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。
 - (5) 甲が、この業務を継続する必要がなくなったとき。
- 2 甲は、前項第 1 号から第 4 号までの規定に該当することによってこの契約を解除した ときは、契約金額の全部又は一部を支払わないことができる。
- 3 第1項第5号の場合を除き、乙は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、

契約金額の 100 分の 5 に相当する金額の違約金を甲の指定する期限までに納付しなければならない。

4 前項の場合において、甲は、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(契約の解除)

- 第32条 甲は、この契約に関し、乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約 を解除することができる。
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき、同法第48条第1項又は第2項の規定による勧告を受けたとき、同法第48条の2第1項の規定による課徴金の納付を命ぜられたとき、又は同法第49条の規定による審判手続きを開始されたとき。
 - (2) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
 - (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

(かし担保)

- 第33条 甲は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果品にかしがあることが発見されたときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかし補修を請求し、又は補修に代え、若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項において乙が負うべき責任は、第 16 条の規定による甲の検査に合格したことをもって免れないものとする。
- 3 第1項の規定によるかしの補修又は損害賠償の請求は、成果物の引渡し後1年以内に行わなければならない。
- 4 甲は、成果品の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの補修又は損害賠償を請求することはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りではない。
- 5 第 1 項の規定は、成果品のかしが仕様書の記載内容、又は甲の指示等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、乙がその記載内容、又は指示等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(保 険)

第 34 条 乙は、システム開発にかかる保険を付しているときは、当該保険に係る証券又は これに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

(疑義等の決定)

第 35 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 大阪市中央区大手前2丁目1番22号 大 阪 府 代 表 大阪府知事 齊 藤 房 江

乙 所在地

商号又は名称

代表者氏名

一般競争入札(総合評価方式)心得

(目 的)

第1条 この心得は、大阪府建築都市部が行うシステム開発等に係る一般競争入札(総合評価方式)に参加しようとする者(郵便で参加しようとする者を含む。以下「入札参加者」という。)が、守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

- 第2条 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年 政令第16号。以下「令」という。)及びその他の法令並びに大阪府財務規則(昭和55年 大阪府規則第48号。以下「規則」という。)及び大阪府の物品等又は特定役務の調達手 続の特例に関する規則(平成7年大阪府規則第77号)並びにこの心得並びに入札説明書、 仕様書等の各条項等を遵守しなければならない。
 - 2 入札参加者は入札に際し、入札担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行の妨げとなり、他の入札参加者の迷惑となるようなことを避けるほか、常に善良なる入札参加者としての態度を保持しなければならない。
 - 3 入札参加者は、入札説明書、仕様書等契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しな ければならない。
 - 4 入札並びに契約に関して用いる言語は、日本語とする。
 - 5 入札並びに契約に関して用いる通貨は、日本円とする。

(公正な入札の確保)

- 第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)等に抵触する行為を行ってはならない。
 - 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格 又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示 してはならない。

(入札参加資格)

- 第4条 入札参加者は、令第167条の6第1項の規定による告示(以下「告示」という。)に おいて指定した期日までに、告示において指定した書類を契約担当者等に提出し、当該 競争の参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - 2 次の各号の一に該当する者は、入札に参加することができない。
 - (1) 第1項に規定する告示にかかげる入札に参加する者に必要な資格を有しない者
 - (2) 入札参加資格審査を申請していない者
 - (3) 入札日において、入札参加資格を取り消されている者
 - (4) 入札において、技術提案書及び入札書等を「技術提案書及び入札書等作成要領」 の指示どおり作成していない者
 - (5) 前各号に揚げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者又はなした者

(入札保証金等)

- 第5条 入札参加者は、規則第56条の規定による入札保証金を納めなければならない。入札 保証金の額は、見積もった契約希望金額(契約業務を執行するために必要な、一切の諸 経費を含めて見積もった金額。)の100分の10以上の額とする。ただし、規則第61条第1 号又は第2号に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することがで
 - 2 入札保証金、又はこれに代わる担保は、落札者には契約締結後に、落札者以外の者に は落札者決定の日以後速やかに還付するものとする。ただし、落札者の納めた入札保証

金は、申出により契約保証金に充当することができる。

- 3 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金又はこれに代わる担保は、大阪府に帰 属するものとする。
- 4 入札保証金を免除されない入札参加者が当該保証金を期日までに納付しないときは 入札に参加できない。

(入札の方法)

- 第6条 入札参加者は、定められた日時、場所において、所定の入札書を記名・押印のうえ 入札箱に投入し、定められた種類及び部数の技術提案書等を提出しなければならない。
 - 2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させ、入札執行時まで に入札担当職員に提出しなければならない。この場合、入札書には、委任者と代理人を 併記し、代理人の押印又は署名をもって入札するものとする。
 - 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人を することはできない。
 - 4 入札参加者は、その入札に関し、いかなる協議・協定又は公正な入札執行の妨げをしてはならない。
 - 5 入札参加者は、落札者が契約締結することを妨げてはならない。
 - 6 入札会場への入室は、入札参加者1名のみとする。
 - 7 郵便による入札のときは、告示された日時までに告示された場所へ入札書及び定められた種類及び部数の技術提案書等を郵送しなければならない。
 - 8 郵便により入札に参加しようとする場合は、次の各号により行わなければならない。
 - (1) 入札書に記名押印又は署名の上、申し込まなければならない。
 - (2) 入札書に記載する日付は、申込日とすること。
 - (3) 入札書は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその商号又は名称及び代表者職氏名)を記入し、裏面割印のこと。

(入札の辞退)

- 第7条 入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。
 - 2 入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
 - (1) 入札前にあっては、入札辞退届を契約担当者等に提出するものとする。
 - (2) 入札中にあっては、入札辞退の旨を入札書の余白に記載し入札箱に投入するものとする。
 - 3 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

- 第8条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
 - 2 郵便で参加しようとする者は、一度提出された封書の引換え、変更または取り消しはできない。

(入札の中止等)

- 第9条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行 することができないと認められるときは、当該入札に関する調査を行い、入札の執行を 延期し、若しくは入札の執行を取り止めることがある。
 - 2 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

(開 札)

第10条 開札は、指定した日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札の有効の有無等を口頭で知らせる。

- 2 入札参加者は、開札時刻後においては、開札会場に入場することができない。
- 3 郵便で参加した入札書の開札は、入札執行の日時及び場所において、入札者に代わって、当該入札事務に関係のない大阪府の職員を立ち会わせて行うものとする。

(入札の中断及び調査の実施)

第11条 入札の執行中において、入札担当職員が必要と認めるときは、当該入札を中断し、 当該入札に関する調査を行うことがある。

(入札の無効)

- 第12条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
 - (1) 第4条各号の一に該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 所定の日時及び場所に提出されず、又は所定の日時までに所定の場所へ郵送されない入札
 - (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (4) 委任者名の併記されていない委任状を提示した代理人がした入札
 - (5) 記名押印を欠く入札
 - (6) 金額の表示がない入札、金額を訂正した入札、又は金額の記載の不鮮明な入札
 - (7) 誤字・脱字等により、意思表示の内容の不明瞭な入札
 - (8) 談合その他不正行為により入札をしたと認められる入札
 - (9) 必要書類に不足があった者のした入札
 - (10) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
 - (11) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者の入札
 - (12) 同一の入札について、2以上の代理人となった者の入札
 - (13) その他入札に関する条件に違反した入札
 - (14) 郵便で参加しようとする者の入札で、次項に該当する場合 期限までに封書が到達しないとき。 技術提案書等の不足があるとき。 封書が2通以上到達したとき。

入札書封筒に記名及び裏面割印がないとき。

(入札金額の記載)

第13条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(落札者の決定)

- 第14条 落札者の決定にあたっては、提案書の提案内容の技術評価である技術点に入札価格 等の価格評価である価格点を加算する総合評価方式を採用し、合計点数の最も高い提案 者を落札者とする。落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当 する額を加算した金額とする。
 - 2 前項の規定により落札者となるべき合計点数の最も高い者が2人以上あるときは、ただちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者は、くじを辞退することはできない。
 - 3 落札者の決定にあたっては、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不適当であると認められる場合には落札者としない。
 - 4 開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、予定価格に105分の100 を乗じて得た額の範囲内の金額を入札した者であり、かつ、総合評価による合計点数が最も高かった事業者と個別の交渉を行う。その事業者と合意に至らない場合は、次点の事業者と交渉を行う。

(契約書の提出)

- 第15条 契約書を作成する場合においては、落札者は契約書に記名押印し、落札決定の日の 翌日から起算して、10日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担 当者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。
 - 2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失 う。

(契約保証金)

第16条 落札者は、規則第67条の規定による所定の契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第68条第1号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(違約金の徴収)

第17条 落札者又は交渉により契約の相手方となった者が契約を締結しないときは、契約希望金額の100分の2に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

(契約の解除)

第18条 落札者が委託契約を締結した場合において、当該落札者(以下「受託者」という。) が、独占禁止法、刑法第96条の3若しくは第198条若しくは契約条項に違反する行為又 は地方自治法施行令第167条の4第2項第2号(以下「自治令の規定」という。)に該当す る行為を行ったと認められるときは、大阪府は契約を解除することがある。

(賠償額の予定等)

- 第19条 受託者は、前条にいう独占禁止法若しくは刑法に違反する行為が確定したとき又は 契約条項に違反する行為若しくは自治令の規定に該当する行為を行ったと認められる ときは、大阪府が委託契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託代金額の100 分の10に相当する額を支払わなければならない。
 - 2 受託者は、大阪府に生じた実際の損害額が前項に定める額を超えるときは、超過分を 支払わなければならない。
 - 3 前2項の規定は、その委託契約に係る委託内容が完了した後においても同様とする。

(異議の申立)

第20条 入札をした者は、入札後において、この心得、契約書案、仕様書等の内容について、 不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(苦情処理)

第21条 政府調達に関する協定の対象となる入札の手続について、大阪府政府調達苦情検討 委員会に苦情を申し立てることができる。

(その他)

第22条 入札に際しては、すべて入札担当職員の指示に従うこと。